

「委任専決事項の指定について」の一部を改正する検討対照表

葉山町(案) (町執行部の提示案)	軽井沢町長の専決事項の指定について
1 全国自治協会町村有自動車共済業務規約、全国町村会総合賠償補償保険、自動車損害賠償保障法第3章第2節の規定の範囲内の町が当事者である和解及び法律上町の義務に属する損害賠償に関すること。 2 第1項に掲げるものを除き、その目的価額が10万円以下で町が当事者である和解及び法律上町の義務に属する損害賠償に関すること。 3 議決により締結した工事請負契約について、その契約金額の1割以内の契約額の増減、契約の相手及び契約の目的の軽微な変更に関すること。ただし、変更することができる額は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年葉山町条例第11号)第2条に規定する額未満とする。	1 1件100万円以下の損害賠償及びこれに伴う和解に関すること。 2 議決を経た契約の変更議決で500万円以内の契約額の増減、契約の相手及び契約の目的の軽微な変更に関すること。 3 会計年度末における議決済みの町債の借入額の増減及びこれに伴う歳入歳出予算の補正をすること。 4 会計年度末における基金繰入金及び基金積立金の増減に関し歳入歳出予算の補正をすること。

4 災害又は突発的な事故により、応急に必要となる維持補修又は工事に関する歳入歳出の補正をすること。 5 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。 6 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、町がその条例を改正するにあたり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。 7 会計年度末における日切れ扱いの地方税法等の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。	5 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。 6 日切れ扱いの法律等の改正に伴う歳入歳出予算の補正をすること。 7 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。 8 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、町がその条例を改正するにあたり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。 9 会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。 10 町が加入して組織する一部事務組合等における他の加入地方公共団体の名称の変更及び加入脱退に伴う当該一部事務組合等の規約の変更に関する関係地方公共団体の協議に関すること。
---	--